

## 押印廃止に係る補足資料

### 1. 押印廃止の背景について

今般の押印廃止の背景としましては、本年5月27日に開催された内閣府規制改革推進会議における答申案<sup>1</sup>において、「法令に基づかない手続きについて慣行上押印が求められている実態があるため、経済産業省として所管する補助金等について速やかに点検し、押印見直しを徹底すること」を要請されており、直接的にはこれを受けて国税庁と協議を行ったものです。

政府全体の方針としては、2020年4月の第6回経済財政諮問会議での総理からの押印見直しの指示を受け、内閣府規制改革推進会議において、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、法令に根拠がない押印を求めないことを各省庁に求めることが決定されております。

これまで、工業会証明書の押印欄については、民間の商慣行等による手続として整理し様式の変更を行っておりませんでした。今般、当該答申が発出される際に、規制改革推進事務局から個別に、①メーカーと工業会の両方が押印するような様式が中企庁HPにて公表されていること、②実印など、押印の種類を要件としていないことから、当該様式は速やかに中企庁にて削除可能ではないか、という指摘を受けております。

法令で押印を求めている書面以外の書面については、押印を求めないこととされている<sup>2</sup>ため、これに従い国税庁と調整を行った結果、他の既に押印を廃止した事例に倣い、氏名と連絡先を記載することで代替とし、押印を廃止する方向で検討しています。

### 2. 証明書の真正性の担保について

押印廃止にかかる国税庁との折衝においては、文書作成者の真正性の担保を求められており、そのための手法として、押印を廃止する際に一般的に用いられている、発行担当者の情報を掲載することで代替することを検討しています。

一般的には文書作成者・文書内容の真正性を担保する観点から、押印を求めているものと存じますが、内閣府が示す押印に関するQ&A<sup>3</sup>においては、企業の角印や認印の場合、印影と作成名義人の印章の一致を争ったときに、押印が本人の意思に基づいて行われたことを証明することが難しいことが示されております。工業会証明書の発行にかかる押印の取扱いについては、証明書発

<sup>1</sup> 規制改革推進に関する答申（案）P112

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/220527/agenda.html>

「経済産業省は、所管する補助金等に係る手続において、書面・押印を求められているとの国民・事業者からの意見が散見されるところ、法令等に基づかない手続も含めて速やかに必要な点検を行い、所管する行政手続における書面・押印見直しを徹底する。」

<sup>2</sup> 行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼） P5

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200622/200622honkaigi03.pdf>

「法令（法律、政令及び省令を言う。以下同じ。）で、押印を条文の規定上求めている書面及び省令・告示に規定する様式上押印が求められている書面以外の書面（通達やガイドラインで押印を求めているものを含む。）については、押印を求めないこととする。これらについては、押印を求める根拠規定がない以上、押印を求めることは本来認められない手続である。」

<sup>3</sup> 押印についてのQ&A 問5

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200619document01.pdf>

行団体向け解説書において、印鑑については特段制限なく、部門長印でも可としており、海外メーカーの場合サインでも可であるとするなど、実印であることを求めておりません。

発行担当者の情報を掲載することで文書作成者の真正性を担保する手法については、規制改革推進会議が発出する、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」において、各種証明書の押印を廃止する際の根拠として示されております<sup>4</sup>。

実際に、補助金交付決定通知書等、経済産業省から発出される公文書については原則押印を廃止していますが、その代替措置として、送付する文書に文書番号、担当課室の課室長及び担当者の氏名、連絡先を明記することとしております<sup>5</sup>。

また、地方公共団体においては、事業者から地方公共団体に提出する書類について、連絡先を代わりに記載することで押印を廃止している例があります<sup>6</sup>。

加えて、第三者が事業者に対して認証を行う様式においても同様の措置が取られている例もあることから<sup>7</sup>、今般の工業会証明書の押印廃止に伴う代替措置としても、文書作成者・文書内容の真正性を担保するため、担当者氏名及び連絡先の記載を求める方向で検討しています。

<参考：事業適応計画における認証書の書式>

添付書面 10<sup>4</sup>

年 月 日<sup>4</sup>

事業者名 殿<sup>4</sup>

住 所<sup>4</sup>  
商号又は名称<sup>4</sup>  
代表者役職・氏名<sup>4</sup>

認証書<sup>4</sup>

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の記載内容について、環境への負荷の低減に関する国際的な方針その他これに準ずるものと整合的であることを認証します。<sup>4</sup>

担当者氏名：<sup>4</sup>  
担当者電話番号：<sup>4</sup>  
※担当者電話番号については認証の確認に使用する可能性があるため、日中連絡が取れる連絡先の記載をお願いいたします。<sup>4</sup>

<sup>4</sup> 地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて P14

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000749491.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000749491.pdf)

「文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、事業所からのメール等も可能であり、事業所等の連絡先を記載することや、場合によっては事業所に連絡することがあり得ることを示すことで、改ざん等の抑止力として機能する。」

<sup>5</sup> 経済産業省の会計手続に係る押印・書面の見直しについて

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/20201225001.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/20201225001.pdf)

「押印を行わない代わりに、送付する文書に、文書番号、担当課室の課室長及び担当者の氏名、連絡先を明記するようにしますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。」

<sup>6</sup> 滋賀県 HP

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/oshirase/316304.html>

- ・請求書等に、押印に代えて「発行者（発行者が法人の場合は発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」を追記してください。
- ・「氏名」は、苗字のみの記載では不可ですので御注意ください。

<sup>7</sup> 事業適応計画 認定申請書 添付書面 10 認証書

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/jigyo-tekio.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html)